

令和元年9月定例会 地方創生対策特別委員会(事前)

令和元年9月17日(火)

[委員会の概要]

杉本委員長

ただいまから、地方創生対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について

【報告事項】

○地方大学・地域産業創生交付金事業の取組状況について(資料1)

○「新たな総合戦略」骨子案について(資料2)

○徳島県過疎対策研究会の中間報告書(案)について(資料3,4)

○「消費者庁 新未来創造戦略本部」について(資料5)

○「G20消費者政策国際会合」について

○平成30年度観光振興施策の実施状況について(資料6,7)

○「とくしまマラソン」について(資料8)

志田政策創造部長

今定例会に提出を予定いたしております、地方創生対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括表及び政策創造部関係について、御説明を申し上げ、引き続きまして、各所管部から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております地方創生対策特別委員会説明資料の1ページをお開きください。令和元年度一般会計・特別会計補正予算案でございます。

まず、一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、41億9,644万9,000円を計上しております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、275億9,173万9,000円となっております。補正額の財源につきましては、財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、政策創造部関係につきまして、御説明申し上げます。総括表の一番上の政策創造部の欄でございます。政策創造部の補正額は、左から3番目の欄に記載のとおり、1,000万円の増額を計上しております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、22億1,108万5,000円となっております。

次に、政策創造部の各課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

3ページをお開きください。地域振興課でございます。上から2段目の計画調査費の摘

要欄①地方創生の深化のための支援費のア、新規事業、5Gが拓く地域の未来発信事業でございますが、第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの活用により、地域の様々な課題解決の機運を醸成するため、5Gが実現する近未来のイメージの映像を作成するとともに、5Gを体験できるブースをイベントに展示する経費として、1,000万円を計上いたしております。補正後の地域振興課・予算総額としましては、7,819万5,000円となっております。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、3点、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。地方大学・地域産業創生交付金事業の取組状況についてでございます。この事業は、本県の強みである光を軸に、新たなLED光源の研究開発と光応用専門人材の育成を推進し、魅力ある大学づくりと、地域産業の振興、雇用創出を図る事業でございます。取組の大きな柱といたしましては、三つ、一つ目は、深紫外、赤外光コム、テラヘルツといった、新たなLED光源の開発と、その応用製品の社会実装。二つ目は、医療と光の融合による、新たな医療技術の開発と、社会実装。三つ目は、徳島大学と阿南工業高等専門学校による光応用に関する専門人材の育成でございます。

2の進捗状況でございますが、(1)の研究開発推進体制の構築としまして、徳島大学に、ポストLEDフォトリソグラフィ研究所を設置するとともに、光に関する世界トップレベルの研究者3名を招へいし、研究開発の推進を図っております。(2)の研究開発の推進としまして、現在、LED光源や応用製品技術に関する合計29件の研究開発に取り組んでいるところでございます。(3)の応用製品の社会実装に向けた取組としましては、徳島大学と工業技術センターに地域協働技術センターを設置するとともに、徳島大学において、新たに、企業と大学の研究者をつなぐための専門人材であるURAを、配置したところでございます。(4)の光応用専門人材の育成としましては、徳島大学におきまして、理工学部生や医学部生向けに応用講座を実施又は試行中でございます。阿南工業高等専門学校におきましても、10月19日からリカレント教育講座をスタートさせる予定としております。

3の今後の予定でございますが、引き続き、研究を進め、県内外の展示会に出展するなど、広報活動にも注力するとともに、徳島大学におきまして、来年度、新たに予定している人材育成講座の準備を進めてまいります。

今後とも、事業の進捗管理を含めまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、新たな総合戦略骨子案についてでございます。資料2を御覧いただきたいと思っております。

まず、本県の人口の現状・分析についてであります。現総合戦略の計画期間中、年平均で、毎年、約6,500人の人口減少が続いており、平成27年から4年間の減少数を見ますと、若者がその多くを占めており、とりわけ、25歳から29歳が14.2パーセントと、最も高くなっております。自然動態では、合計特殊出生率1.5台を4年連続で維持はしておりますが、出生数は減少傾向にありまして、結婚から子育てまでの多様な希望をかなえる対策を更に強化していく必要があると認識しております。

一方、社会動態を見ますと、転入者において、20歳代、30歳代の若い世代が約59パーセントと大きな割合を占めているものの、転出者の約61パーセントを占める同世代の若者が、

それを上回るペースで転出しており、更に加速傾向がございます。

また、転出超過の内容を見てみますと、20歳から24歳までが61パーセントと最も多い階層となっており、性別では、女性の割合が多い傾向が現れております。転出先の状況を見てみますと、近畿や中四国への転出が多いことが、本県の特徴となっております。

こうしたことを踏まえまして、新たな総合戦略においては、20歳代への対策をはじめ、大阪圏、女性目線といった視点のもと、対策の強化を図っていく必要があると考えております。

資料2ページをお開きください。本県の将来推計人口についてでございます。平成30年の社会保障・人口問題研究所推計によりますと、2060年の本県総人口は42万6,379人となり、生産年齢人口の割合は、総人口の5割を切る非常に厳しい状況が示されております。

3ページを御覧いただきたいと思っております。本県の将来推計人口を、いくつかのパターンにより、シミュレーションいたしております。グラフの下段の条件設定欄に記載のとおり、共通の条件として、現戦略目標の一つである2025年の出生率1.8に加え、各種条件を設定いたしております。その上で、同じく、現戦略目標の一つである転入・転出者数の均衡の達成が、現在は非常に厳しい状況にあることを踏まえ、2025年、2030年、2035年のそれぞれにおいて、転出入の均衡が図られた場合を想定し、推計を行っております。その結果、最低限、転出入の均衡が図られた場合にはいずれのパターンにおいても、2060年に50万人超の規模が、確保されております。最も高い条件設定となる2025年均衡のパターンEでは、現ビジョン目標値でもある60万人に手が届く、約59万6,000人の推計となっております。

4ページを御覧いただきたいと思っております。年齢区分ごとの分析についてであります。最も条件設定の高い2025年均衡のパターンE、中間の条件設定となる2030年均衡のパターンC、最も条件設定の低い2035年均衡のパターンAを抜粋して、お示ししております。それぞれの表の中に網掛け表示してありますとおり、2020年における生産年齢人口比率が、55.1パーセントであることに対し、最も低い推計でも、2060年において50.2パーセントと5割を上回る水準となっております。

今後、こうしたシミュレーションに加え、国の動向を見極めながら、持続可能な地域社会の実現を目指した人口ビジョンの見直しに、取り組んでまいります。

次に5ページを御覧ください。新たな総合戦略骨子案についてであります。国のまち・ひと・しごと創生基本方針2019において、盛り込まれた第2期における枠組みや新たな方向性、また、これまでの県議会における御論議はもとより、有識者研究会や地方創生“挙県一致”協議会等において頂戴した御意見・御提言を踏まえまして、検討を進め、この度、骨子案を取りまとめたところでございます。

まず、1. 策定方針に記載のとおり、第1期の取組成果と課題を踏まえ、人口ビジョンを見直しの上、新たな5か年の戦略を策定してまいります。

2. 基本姿勢においては、SDGsの理念に沿った取組の推進、Society 5.0の実現推進など、新たな方向性を盛り込むことといたしております。

3. 基本目標と戦略の概念については、基本的な枠組みは、第1期戦略から継続しつつ、「ひと」と「しごと」の好循環創出によりまして、とくしま回帰を加速し、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

4. 具体的施策においては、(1) 未来を担うひとの流れづくり、(2) 地域を支える魅

力的なしごとづくり，(3)結婚・出産・子育て希望がかなう環境づくり，(4)安全・安心持続可能な地域社会づくりのそれぞれごとに記載のとおり，新たな課題解決への処方箋の例を盛り込んでおります。

今後，県議会での御論議はもとより，次代の徳島を担う若者などから，多様な御意見・御提言を賜りながら，新たな総合戦略の策定を進めてまいりますので，よろしくお願いたします。

3点目は，過疎関係でございます。お手元の資料3，過疎対策研究会の中間報告書(案)の概要，資料4中間報告書(案)をお配りしておりますが，資料3の概要のほうで，御説明させていただきます。現行の過疎法が，令和2年度末に期限を迎えることから，新たな過疎対策のあり方について検討し，新過疎法の制定を国へ提言するため，今年1月，徳島県過疎対策研究会を発足いたしました。そして，去る8月30日の第2回研究会におきまして，中間報告書(案)をとりまとめたところでございます。

まず，1の過疎地域の役割といたしまして，人の営みの場の創出による，多様なライフスタイルの提供，新しい人の流れを生み出す魅力や価値の創造などが期待されているところでございますので，過疎地域を国民共有の財産として再認識し，都市部との共生を図ることで，持続可能な社会づくりを進める必要がある，としております。

次に，2の新たな過疎法に向けた基本的な考え方におきましては，新たな過疎対策の理念に加え，過疎地域の指定要件について，農山漁村が担う役割にも着目し，住民一人当たり林野面積を追加するなどの御提案をいたしますとともに，新たな着眼点といたしまして，都市部から農山漁村へ向かう人の流れの創出をはじめとする5点を掲げているところでございます。

また，3の新過疎法において目指すべき過疎地域のイメージにつきましては，地域と人のつながりを生み出す新たな価値の創造をはじめとして5点を整理してございまして，こうした将来像を目指すために，国に求める施策に関しまして，資料の裏面でございます，4の今後取り組むべき支援策をまとめております。具体的には，過疎地域を対象とする国の補助金・交付金や税制措置等の拡充，地域の実情に応じた，国事業の採択基準の緩和，そして，現在，市町村においてハード・ソフト両面で活用されている過疎対策事業債，いわゆる過疎債につきまして，事前復興関連をはじめとする事業を対象に追加すること，革新的技術を活用した取組に対する交付税の算入率の引き上げを行うこと，複数の市町村にまたがるような広域的な事業に係る都道府県過疎債の発行を認めることなどについて，国へ提言してまいりたいと考えております。

今後，県議会での御論議を頂きまして，中間報告書を取りまとめますとともに，関係市町村の皆様とともに，徳島発の政策提言として，国に対し強く訴えてまいりたいと考えております。

提出予定案件の説明及び報告事項は，以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

折野危機管理部長

この際，2点御報告を申し上げます。お手元に御配布の資料5を御覧ください。消費者庁新未来創造戦略本部についてでございます。

令和元年8月19日、宮腰消費者行政担当大臣から、来年度、消費者庁新未来創造戦略本部が本県に開設されることが発表されました。ポイントの枠囲いを御覧ください。3行目からですが、2020年度には消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的な拠点として、①全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点、②消費者政策の研究拠点、③新たな国際業務の拠点とする。また、災害時のバックアップ機能を担わせるとともに、働き方改革の拠点としても位置付けるとなっております。

次に、資料はございませんが、G20消費者政策国際会合についてでございます。去る、9月5日、6日の日程で、徳島市内において、消費者庁と共催で開催しましたG20消費者政策国際会合につきましては、日本をはじめ世界38の国や地域、国際機関から御参加いただき、盛況に幕を閉じることができました。関係者の皆様には、心より御礼申し上げます。

国際会合では、デジタル化の急速な進展に伴う消費者問題への対処やSDGsの推進など、各国共通の政策課題について議論を深めたところであります。県といたしましては、今後、この国際会合をレガシーとして、本県の先進的な消費者行政・消費者教育の取組を一層進展させ、世界に向けて発信してまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

春木商工労働観光部副部長

今定例会に提出を予定しております商工労働観光部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計・特別会計予算についてでございます。

商工労働観光部の令和元年度一般会計につきましては、補正額欄の3段目に記載のとおり、5,150万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、28億8,191万円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧書きで記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開きください。当部補正額の課別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

にぎわいづくり課におきまして、計画調査費の摘要欄の①地方創生の深化のための支援費のア、誰もが主役！とくしまマラソン魅力アップ事業及び観光費の摘要欄の①観光交流推進費のア、とくしまマラソン支援事業として、それぞれ、2,150万円及び3,000万円、合計5,150万円を計上しております。この経費につきましては、第13回大会となるとくしまマラソン2020及び初心者やファミリー層などが参加できるファンランや当日祭などの多彩なおもてなしイベント、また、マラソンコースを利用して新たに実施する、車いすロードレースなどの関連イベントを開催するための費用でございます。

商工労働観光部におきまして、今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、この際2点御報告させていただきます。

第1点目は、徳島県観光振興基本計画に基づいた施策の実施状況についてでございます。もてなしの阿波とくしま観光基本条例の規定に基づき、取りまとめた平成30年度観光振興施策の実施状況について、御報告いたします。お手元の概要版を資料6として、また、全体版を資料7としてお配りさせていただいております。このうち資料6に基づき、主なものにつきまして、御説明させていただきます。

平成30年度は、3つの核となる重点施策と7つの基本方針に基づく観光振興施策を実施したところであります。

I、三つの核となる重点施策といたしましては、1、観光目的客の取り込み、個人旅行の誘客促進として、現在、宿泊予約の主流となっているオンライン旅行会社のWEBサイトや、SNSを活用した徳島あるでないでキャンペーンの実施、観光アプリ徳島たびプラスを新たに開発するなど、個人旅行の観光誘客を促進いたしました。

2、ビジネス目的客の取り込みとして、コンベンション主催者に対し、開催経費やシャトルバス運行等の助成を拡充するとともに、国際MICEエキスポ等への出展など、ビジネスイベントの誘致を強化いたしました。

3、訪日外国人4000万人時代に向けた取組として、徳島阿波おどり空港へ就航する国際便への運航支援を行うとともに、現地における旅行展示会の出展や、旅行会社との商談、昨年、初めて就航した香港季節定期便にあわせた現地セミナーを実施するなど、インバウンド誘客を促進いたしました。

次に、II、七つの基本方針の主なものといたしましては、2、阿波とくしまの魅力あふれる観光地づくりとして、イーストとくしま観光推進機構や四国の右下観光局が日本版DMO候補法人に登録され、西部エリアのそらの郷と合わせて、県内全域において、観光地域づくりを担う体制が整いました。また、阿波おどりの通年化に向けて、春、夏に加え、昨年度は、夜間の観光消費額を拡大させる取組として、秋の阿波おどりにおいて、初日の開始時間を夕方からにするなど、趣向を凝らしながら、開催したところでございます。

3、新たな観光旅行の開拓と滞在型観光の推進として、宿泊事業者が、収容人数の増加や客室風呂の整備など施設の魅力アップに取り組む改修事業を支援いたしました。

4、情報発信の強化による観光とくしまブランドの確立として、首都圏において、県内の観光・宿泊施設、行政が参加した挙県一致による、徳島県単独のオール徳島観光商談会を開催したところでございます。

6、広域観光の推進として、広域連携DMOである、四国ツーリズム創造機構やせとうち観光推進機構、関西観光本部と連携し、国内はもとより、海外での積極的なPRを行い、周遊観光を促進いたしました。

今後とも、当委員会で御論議いただき、今年度新たに策定した観光振興基本計画（第3期）に基づき、観光が本県経済を支える成長産業とすべく、官民一体となって各種施策を推進してまいります。

第2点目は、とくしまマラソンについてでございます。お手元の資料8、1ページを御覧ください。

とくしまマラソンにつきましては、去る8月26日に実行委員会が開催されたところでございます。そこで承認されました2020大会の事業計画（案）でございますが、1の期日は、令和2年3月22日の日曜日とし、2のコース、3のスタート方法、5の表彰につきましては、2019大会と同様であります。

4のスタートブロックにつきましては、これまで、アスリート枠として、走力の高いランナー1,000人を先頭ブロックに配置しておりましたが、今回、このアスリート枠を1,300人に拡大し、スタートブロックを一つ増やしまして、より走力の高い、3時間以内の記録を持つランナー300人のためのブロックを先頭に配置することにしております。これによ

り、スタート時の安全の確保や更なる競技性の向上を図ってまいります。

6の募集定員及び参加者の決定方法につきましては、募集定員の1万5,000人は、前回大会から変更ございませんが、近年の利用状況を考慮し、郵便振替枠を150人とし、インターネット枠を1万4,550人に増やしております。

7の申込期間につきましては、令和元年11月5日20時から19日までとしております。

8の参加料につきましては、人件費などの費用の増加に対応しつつ、安心して快適な大会運営を図るため、9,000円から、1万円に改定いたします。

2ページにまいりまして、10の今大会における新たな取組といたしまして、アスリート枠の拡大のほか、参加者名簿や記録証のウェブ上での提供、とくしまマラソンの記録を持つランナーが、アスリート枠申込時に必要な、記録証の添付を省略できるようにすることなどにより、より一層のサービス向上に取り組んでまいります。

11の関連イベントといたしまして、東京パラリンピック2020開催の気運を捉え、地域における障がい者スポーツの普及促進を図るため、とくしまマラソンのオープニングを飾る、8.5キロメートルの車いすロードレースを開催するとともに、前日に開催する初心者やファミリー層を対象としたファンランにおきましても、車いすの部を創設いたします。そのほか、ランナーの皆様に向けておもてなしイベントを前日及び当日に、藍場浜公園で開催することとしております。

12の収支予算(案)についてでございますが、収入の部では、主催者である県、徳島市等からの補助金・負担金収入7,150万円をはじめ、前年度繰越金を含めた2億5,414万円を計上しております。下段の支出の部につきましても、収入の部と同額を計上し、障がい者スポーツの普及促進を目的とした関連イベントの開催やアスリート枠の拡大、降雨・気温対策、警備の強化など競技性やサービスの向上、安全性の確保に取り組むこととしております。

最後に、3ページを御覧ください。2019大会の収支決算を添付させていただいております。6月の定例会におきまして、収支決算見込みを御報告させていただきましたが、最終的に2019大会は、333万9,749円の黒字決算が確定いたしまして、こちらにつきましては、2020大会への繰越しとさせていただきます。以上が、とくしまマラソンについての御報告でございます。

説明及び報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

手塚農林水産部長

農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお開きください。一般会計予算についてでございます。農林水産部の令和元年度一般会計につきましては、補正額欄の4段目に記載のとおり、1,100万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、13億7,837万1,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをお開きください。この度の補正額の課別主要事項につきまして、御説明申し上げます。林業戦略課でございます。1段目の計画調査費、摘要欄①のア、徳島木のおもちゃ美術館(仮称)整備推進事業につきましては、自然や木と触れあう豊かな子育て環境の整備はもとより、首都圏をはじめ、全国へ県産材の魅力を発信するため、新

たに、徳島ならではの木育拠点として、徳島木のおもちゃ美術館（仮称）の整備に向けた基本構想の策定に要する経費として、1,100万円の増額をお願いしております。

提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

谷本県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

今回、お願いしております9月補正予算は、国の防災・減災・国土強靱化^{じん}のための3か年緊急対策に呼応し、積極的な獲得・配分要望に努めた結果、当初予算計上額を大幅に上回る補助採択を受けたことから、この度、追加補正予算を計上し、県民の皆様の安全・安心の確保に向け、県土強靱化^{じん}をより一層加速してまいりたいと考えております。表の補正額欄、下から2段目に記載しておりますとおり、今回、県土整備部におきましては、41億2,394万9,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で、210億2,107万3,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

9ページをお開きください。各課別の主要事項説明でございます。まず、高規格道路課でございます。右端の摘要欄に記載しておりますとおり、緊急地方道路整備事業費では、道路改築に要する経費として、9,405万円の増額をお願いしております。

道路整備課でございます。緊急地方道路整備事業費等、落石危険箇所における緊急総点検などに要する経費として、32億5,764万9,000円の増額をお願いしております。

都市計画課でございます。緊急地方道路整備事業費等、道路改築や都市公園の整備などに要する経費として、7億7,225万円の増額をお願いしております。

11ページをお開きください。繰越明許費でございます。県土整備部では、本年度、公共事業予算及び維持補修費を15か月型県土強靱化^{じん}予算として骨格予算で計上し、事業の早期執行に向け、取り組んでいるところでございます。本年6月の公共工事の品質確保の促進に関する法律等の改正により、公共工事においては、適正な工期の設定や施工時期の平準化などが、これまで以上に求められております。このことから、従来、2月補正で設定しておりました繰越明許費を、この度、9月補正で設定することにより、年度をまたがる適正な工期の確保を可能とし、週休2日の推進や長時間労働の是正など建設現場の働き方改革の推進を更に図ってまいりたいと考えております。

このページは、一般会計におきまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載しております。翌年度繰越予定額の合計は、最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、69億2,899万4,000円となっております。

12ページをお開きください。特別会計に係る繰越明許費でございます。港湾等整備事業特別会計におきましては、翌年度繰越予定額4億5万2,000円となっております。

つづきまして、13ページを御覧ください。債務負担行為でございます。一般会計の変更といたしまして、道路整備課の緊急地方道路整備事業工事請負等契約において、先に御説明いたしました繰越明許費と同じく、建設現場の働き方改革をより一層推進するため、従

来11月補正で設定をお願いしておりましたゼロ県債を、この度、9月補正でお願いし、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。

14ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、請負契約でございます。ア、徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

杉本委員長

以上で、説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

それでは、議案の点で端的にちょっと聞きたいのですけれども、新規事業で徳島木のおもちゃ美術館（仮称）構想について、もう少し丁寧に御説明いただきたいと思います。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、徳島木のおもちゃ美術館について、もう少し丁寧に説明をということで御質問がございました。今回提出させていただいております徳島木のおもちゃ美術館（仮称）でございますが、本県は県土の4分の3を森林が占めるといふ森林県でございます。その豊富な木材を利用し、生産して地域の活性化を図ることを目指すため、県では県産材利用促進条例を平成25年に施行いたしました。木の良さや木材利用の意義を学びます、木育の推進を位置付け、また、とくしま木づかい県民会議により毎年秋に実施しております、木づかいフェアですとか、すぎの子木育広場を県内20か所に設置するなど取組を進めてまいりました。

また、今年2月16日には、本県で全国木育サミットが開催されまして、県内外から600人を超える方に参加していただきまして、東京おもちゃ美術館とともにウッドスタート宣言を行い、その後も県内で三好市や松茂町にて、木育イベントが相次いで開催されるなど、県内各地で木育に対する機運が高まってきているところでございます。

この度、提案させていただきました徳島木のおもちゃ美術館（仮称）につきましては、これらの取組の拠点施設といたしまして、また全国木育サミットの成果をレガシーとして継承するために、県産材を使用した製品や洗練されたおもちゃをふんだんに配備いたしまして、徳島の木の文化や伝統などを生かし、徳島の木を丸ごと体感できる徳島ならではのおもちゃ美術館を整備することといたしまして、今後豊かな子育て環境はもとより、生活環境の整備、また、県産材の魅力を全国へ発信してまいりたいと考えているものでございます。

山田委員

9月補正予算の参考資料には東京おもちゃ美術館との連携というふうに書かれているのですが、その東京おもちゃ美術館の規模とか来客数等々、そして森林が多い県というのは、徳島を含めてたくさんあるのですけれども、この手の木のおもちゃ美術館が設置されているのは、東京都以外のそういう森林県で有るのか無いのかも含めてお伺いします。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、委員から東京おもちゃ美術館の規模ですとか来客数、また、全国に同じようなものがあるかという御質問でございました。

東京おもちゃ美術館につきましては、東京都新宿区にございまして、小学校跡地の施設を利用しております。面積にしましたら約1,000平方メートルほどの面積を使って、いろいろな展示室ですとか、おもちゃで遊べる場所ですとか、体験できる場所とか、そういった各教室にいろいろな機能を分けて配備されてございます。年間14万人ほどの来館者があると聞いております。平日でもお子さんを連れてお母さんですとか、お孫さんを連れておじいさんおばあさんですとか、非常に多くの方が訪れておりました。

また、全国的な展開でございしますが、東京おもちゃ美術館の後、沖縄県におもちゃ美術館ができて、その後に山口県の長門市でも長門おもちゃ美術館というところできております。

あと昨年、平成30年7月には、秋田県の由利本荘市の鳥海山おもちゃ美術館という所ができておまして、それぞれ長門市の人口が3万人程度だったと思いますけれども、それを上回る3万6,000人程度の来館者があったり、あと由利本荘の鳥海山のおもちゃ美術館でしたら、市の人口が7万人ほどですが、9万人ほどの来館者があったと聞いております。

山田委員

状況は分かりました。今回、構想についてということでの1,100万円の予算が提案されているわけですが、今後のスケジュール、構想そして、具体的な姿を立ち上げるまで含めて、少し丁寧に御説明いただけますか。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、委員より今後のスケジュールを丁寧にとございました。今後、今年度内に、どういったものを作っていくかということですか、出来た後の運営方法ですとか、いろいろな基本的な構想を練り上げまして、来年度には設計施工までかかっていたらと考えていますが、令和3年度末のオープンができればと考えているところでございます。

山田委員

引き続き、この問題については関心を持って見ていきたいと思っております。

それと次の問題で、実は先の県土整備委員会の事前委員会でも議論になった香港便の延期問題なのですが、昨日も報道もされておりましたけれども、旅客数が激減しているということで、県土整備委員会の事前委員会の時も、佐藤次長さんからアウトバウンド・インバウンドとも二桁台の落ち込みと、具体的な数値をその時点では持っていないという

ふうな御答弁も頂いたのですけれども、その後の状況についてまずお伺いしたいと思いません。

以西次世代交通課長

今、山田委員から、香港便の他空港での状況について御質問いただきました。

先週の県土整備委員会でも御質問を頂きまして、その際に岡山空港、それから米子空港の件について状況はどうかということでございまして、現在その状況について確認をさせていただいているところでございます。

新聞報道によりますと、やはり8月の空港の封鎖ということもあって、前年よりも厳しいというような報道もあるようでございまして、そのあたり現在他の空港の状況については確認をさせていただいているところでございますので、よろしくお願いたします。

山田委員

12日の事前委員会の時に、佐藤次長さんから、キャセイドラゴンのほうから、8月の利用がアウトバウンド・インバウンドとも二桁台の落ち込みというふうな答弁がされましたよね。だから、その状況について、僕は米子空港や中国関係のは、もちろん聞きましたけれど、今聞いたのは、これがどうなっているのかということについて御答弁いただけますかという点なのです。

佐藤県土整備部次長（交通交流担当）

キャセイパシフィック航空の8月の利用実績というのが、先週金曜日に確か出ていたということで、二桁台の落ち込みということで答弁させていただいたところでございます。ちょっと今、ちょうど手元に資料がないのですけれども、多分、香港便全体、これは、香港から日本向け、日本から香港向け、合計で確か10パーセント少々、10.2パーセントだったかと思っておりますけれども、減少しているというような数字が出ておりました。正確な数字は今持っていないのですけれども、香港から日本へ出ていくお客様よりも、日本から香港へ向かうお客様のほうが特に大幅な減少を示しているという内容になっていたと記憶しております。

山田委員

また数値については具体的に聞きたいのですけれども、今のような答弁になったわけで、少し前進はしたなと思うのですけれども、いずれにしても、そういう状況があるということで、12月運航に向けて事前の県土整備委員会の時も、かなり侃侃諤諤かんかんがくがくのいろいろな議論がされましたけれども、そこで、その時点では12月運航に向けて、10月、11月にプロモーション的なPRを行いたいというふうな答弁でした。

しかし、昨日も、そういう香港のデモ等との報道もされていて、やはり長期化するのではないかと須見委員さんからも、そういうふうな懸念の声も委員会でも出されておりましたけれども、やはりその辺で一体どうなのかという点が1点と、併せてこのプロモーション等のPR事業ですね。

ちょうど1年前の県土整備委員会の9月の事前委員会では、観光政策課のほうからPR、

フィット及びプロモーションで700万円という数値も補正予算で提案されて、それが具体的に使われたということになっているのですけれども、この予算措置も含めて、今回見たところ何ら補正予算も出ていないし、6月の観光政策課の予算を見ても、そんなになかったと私は記憶しているのですけれども、その辺も含めて、どういう状況になっているのかなと思うので答弁をお願いします。

以西次世代交通課長

ただいま、昨今の香港での情勢を踏まえて香港のほうは大丈夫か、安全かというような御質問をまず頂きました。

我々も、これまで現地に赴きまして、現地の総領事館からの情報を頂いたりとかさせていただいております、その際にはやはりデモの情報というのは、事前には把握できるのだけれども、注意をしていただきたいことが幾つかあるというようなことで、まずデモ現場には行かない。それから情報収集を怠らない、現場で写真を撮らないとか、そういったことについての注意喚起を守っていただければ、日常生活には支障がないというようなお話も伺い、訪問した際には安心してお越しく下さいというお言葉も頂いたところでございます。

この週末にも、そのデモのニュースと言いますか、動きがあったということで、ニュース報道でもありましたけれども、引き続き我々としては、その現場の情報をしっかりと把握できるように、総領事館等々の関係機関と連携を密にして収集に努めてまいりたいと。

そして、県民の皆様にはそういった情報を正確にお伝えしていきたいとふうに考えております。ですので、現時点では、そういうような香港の現場での情勢というのが少し厳しい状況ではありますけれども、就航するまでにはしっかりと我々として取れるべき準備を進めていきたいというふうに思っております。

山田委員

いやいや、今の答弁は県土整備委員会でも聞いたのだけれども、私が聞いているのは、前回の時に、いわゆるPRを必ずしなければならぬと答弁されました。当然そうだと思います。去年は、そういうことでフィット客及びこのマスコミを含めたプロモーション等々で補正予算が700万円が出ていました。

今回は、それをするためには、当然お金も必要だし、いつ頃するのかということも含めて、12月運航だったら、もうすでに目の前に来ているわけですから、その点について具体的に答弁を頂けませんかということについて聞いているのです。

去年の9月では700万円という数字が観光政策課から補正予算として提案されておりました。その辺、どうなのですか。

岩野海外誘客室長

山田委員から、国際季節定期便の就航を見据えた予算措置の状況について御質問を頂いております。今年度におきましては、当初予算におきまして、国際線就航を見据えた重点国地域である香港及びその周辺地域でございます人口7,000万人を擁するグレーターベイエリアを中心に、観光プロモーションを中心的に実施するなどの予算をお認めいただき

ております。

また、歓迎徳島外国人誘客促進事業におきまして、徳島阿波おどり空港を利用したツアーを実施する旅行会社に対しました助成制度などの経費も計上し、お認めいただいているところがございます。

こういった当初予算でお認めいただいた予算を活用いたしまして、香港定期便の活用に向けまして、県土整備部と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

山田委員

あんまり長々とは聞かないのだけど、それなら予算を確保したと。今、どれくらいの金額になるのかをもう少し教えてほしいのと、10月11月でどういうタイミングで実施するのか。PR活動というのはどういうふうな話になっているのですか。

岩野海外誘客室長

10月11月へのプロモーションについて山田委員から御質問いただいております。

香港の情勢を見ながらという状況でございますが、まず10月の中旬に旅行会社と四国4県と連携いたしまして、現地の一般消費者向けのセミナーを実施したいと考えているところがございます。また、11月には、在香港日本国総領事館が主催します日本秋祭りin香港。こちらのほうに我々も参画いたしまして、現地のほうでプロモーションを行いたいと思っております。

山田委員

金額は。

岩野海外誘客室長

詳細の金額については手元ございません。申し訳ございません。

山田委員

後で結構ですから、また教えてください。

そこで、実は、このことで今回、観光振興施策の実施状況も報告されたわけですがけれども、訪日外国人について今どの国から徳島に来られているのかということと、香港はじめ韓国なども、様々な状況が動いていますけれども、この影響が出ているのかどうかという点について、把握されているのかどうかも含めて御答弁ください。

岩野海外誘客室長

山田委員から、本県に来ている外国人、こういった国から来ているかという状況と、韓国・香港について影響が出ていないかという御質問を頂いているところがございます。

外国人の延べ宿泊数につきましては、平成30年度の確定値が出ておりまして、上から順番に国地域別で申し上げますと、1位は香港、2位は台湾、3位は中国、4位はアメリカ、5位は韓国という状況になっているところがございます。

それで韓国・香港の状況、今影響が出ていないかという御質問でございますが、韓国に

つきましては、今回の、今の情勢、日韓の情勢の悪化について影響はないかということを確認したところ、国際情勢の影響等により宿泊予約は減っているというお声も頂いているところでございます。

また香港についてでございますが、香港につきましてもやはりデモが長期化しまして、現地の香港人の皆さんの消費マインドが下がっていると。訪日旅行にも影響があるのではということ、伝えられているところでございます。

県におきましては、現地の状況につきまして、まず現地のJNTO日本政府観光局香港事務所に確認させていただきましたところ、訪日旅行全体を見ると影響は避けられないがシニアやリピーターなど伸びている客層もあることから、過度に悲観することなくプロモーションを進めるべきとのアドバイスも頂いているところでございます。

また、香港の現地旅行会社におきましては、集客がやっぱり厳しくなってきたとの声もある一方、減っている地域もあるが、四国は比較的収客が見込めるとの反応も得られているところでございます。

また県内観光事業者を確認したところにおきましては、香港からの旅行については現時点では大きな影響が出ているとの情報は出ていないところでございます。

引き続き、JNTO香港事務所や在香港日本国総領事館などから情報収集を行うとともに、香港情勢を注視しながら県内観光事業者の皆様と歩調を合わせまして、季節定期便を活用した香港からの誘客にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

引き続きこの問題について、付託委員会のほうでもその後の状況も踏まえて聞いていきたいというふうに思います。

次に、今日報告があった消費者庁の問題。実は常任委員会の危機管理部関係です予定が、時間がなくなっていたので、この委員会で少し聞かせていただきたいなと思います。

この9月1日で消費者庁設立から10年がたちました。今回の宮腰担当大臣からの判断で国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等は東京で行うということが明確になりました。

まず、9月1日の消費者庁設立10年、この事について県としてどういうふうに認識しているのかについてお伺いします。

犬伏消費生活創造室長

ただいま、山田委員からこの9月1日に消費者庁が設立満10年となったことについて県としてどのように考えているのかという御質問を頂きました。

消費者庁につきましては、元々、私ども徳島県がその設立に関しまして、国に対し政策提言を行い、その結果、福田内閣の時に消費者庁の設立が決定されたものでございます。

ようやく10年がたちまして、大きくなってきたところでありますが、まだまだ十分でないところもございます。

例えば、宮腰大臣がおっしゃっていた中では、デジタル化の問題、それから国際化の問題、これは10年前はそこまで大きい問題ではなかったのですが、これから大きな問題になるだろうと、そこは是非徳島でやりたいというようなお話を頂いているところでござい

す。

徳島でやれることはたくさんございます。是非とも、新たな拠点となります新未来創造戦略本部におきまして、消費者行政が進化することを期待しているところでございます。

もちろん、その際には県も消費者庁をしっかりとサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

そうしたら、具体的に聞きたいのですけれども、現在、消費者行政新未来創造オフィスは50人程度と言われております。その内訳、消費者庁の職員等々も含めての具体的な内訳。

そして、今度80人規模というふうに言われておりますけれども、消費者庁を含めてどういふふうなメンバーが予定されているのかということについても把握していたらお伺いしたいと思っております。

犬伏消費生活創造室長

ただいま山田委員から、現在の消費者行政新未来創造オフィスの約50名の内訳はという御質問がございました。この内訳につきましては、消費者庁の職員、いわゆる国の職員が十数名、13名から14名程度。時々人事異動で変わります。その他につきましては、例えば大学からの研究者でありますとか、自治体からの研修生、また企業からの出向者等で構成しているところでございます。

その具体的な内訳は、消費者庁も明らかにしておりませんので、私から申し上げることは控えさせていただきたいと考えております。

また、今度出来ます新未来創造戦略本部につきましては、先立って宮腰大臣の御発言の中では、令和2年度中に80名規模を目指したいというように聞いているところであります。その内訳は、現在検討中と伺っているところでございます。

山田委員

現在、検討中だと50人の中で消費者庁の関係が他省庁も含めてだと思っておりますけれども13人から14人で動いているというふうな状況でした。これについてもいろいろな意見があると。

そこで、50人から80人規模でという状況で、今県庁10階がやっておるのですけれども、この新未来創造戦略本部は、引き続き県庁10階で行うのか、予定なのか、50人が80人に広がるわけですけれども、その辺はどうなのか。

犬伏消費生活創造室長

今度、来年度新たに本県に設置されます消費者庁の新未来創造戦略本部につきましては、引き続き徳島県庁の中に設置されると伺っているところでございます。

山田委員

引き続き、徳島県庁でやるけれども10階そのものかどうかはこれから検討するところだということですね。これは引き続き見ていきたいと思っております。

それで、その中で、国際関係を研究関係も含めて今度の新未来創造戦略本部でやっていくということがありました。消費者庁の中に確か国際室というのがあったと思うのですが、もしも、そうしたら徳島に国際的な機能が移るということになったら、この国際室は廃止されてこの徳島へ来ると、こういうふうと考えていいのですか。

犬伏消費生活創造室長

ただいま山田委員から、東京にも消費者庁の国際室があると思うがどうなるのかというお話がございました。

こちらもちまた、宮腰大臣の記者会見から引用させていただいて恐縮でございますが、徳島でやっていくのは、やはり国際関係の調査でありますとか、国際会議への出張。こちらにつきましては、東京から海外に出張するのと徳島から海外に出張するのではそう大した、びっくりするような差はないというお話がございました。現在、東京でなければならぬ業務は、やはり他省庁との連携でありますとか、大使館との連携等々があると伺っているところでございます。

山田委員

そうしたら、この東京のほうにも国際室を置くということで、徳島にもそういうことを置くと、この二つの関係をどういうふうに我々は考えたらいいのですか。

犬伏消費生活創造室長

徳島でどういうことをやるのかということでございますが、現在消費者庁で、度々で申し訳ございませんが、宮腰大臣の発言の中から引用させていただきたいのですが、やはりこれまでしっかりした国際業務というのができていなかったというのが第1点。消費者庁のほうでは、問題意識をお持ちなのではないかと考えております。海外の事例を研究し、良いところは我が国の施策に生かしていく、このような調査研究機能が今まで少なかったのではないかと。今回の新未来創造戦略本部につきましても、やはり調査研究、それから国際会議への出席、各国との情報交換等々がなされるのではないかと、このように伺っているところでございます。

山田委員

そうしたらもう1点、別の角度から、今度は国民生活センターの内容についても聞きたいのですが、まず、本年度の実施状況を、相模原も分かっていたら教えてほしいというふうに思います。どうでしょうか。

犬伏消費生活創造室長

ただいま、山田委員から国民生活センターの本県での実施状況について御質問がございました。現在、令和元年度におきましては、鳴門で4回、徳島で2回、全部で6回研修を開催しております、参加者は200名でございます。予定人員は388名、平均受講者数は33.3名で充足率は51.5パーセントとなっております。

相模原のほうにつきましては、数字を持っておりませんので、御答弁することができま

せん。御容赦ください。よろしく申し上げます。

山田委員

今、答弁を頂きました。そういう状況から、実は報告書の中でもこの徳島の場合のこの研修の在り方についてもかなり厳しい意見が出ていたわけですが、特に先ほどから答弁されている宮腰担当大臣のほうから実施コース数の見直しを行い、一つは全国的に地方研修拡充ということが言われています。

そういうことを含めて来年度以降の本県での研修と相模原の研修、また全国での地方研修、どういうふうに考えたらいいかという点についてお答えいただけますか。

犬伏消費生活創造室長

来年度以降の本県での研修はどうなっていくのかという御質問を頂きました。

現在、国民生活センターでは来年度の研修計画を立てられているところとは存じますが、現在、全国的にやり始めたというのは、まずはその元々の話としまして徳島で研修をやったのが非常に良かったと。その後、消費者庁の大臣、それから副大臣、政務官の皆様が全国をキャラバンされました。これは消費者行政をもうちょっと頑張ってくださいということで、それぞれの都道府県のトップに会われたというふうに聞いております。

その際に、やはり徳島も良かったけれど、是非とも自分の所でもやってほしい、相模原まで行くのはなかなか大変だという話がございます、全国で消費者行政、それから消費者教育、また相談員さん向けの研修を充実していく。その際には徳島の内容も見直していくと、このように聞いておるところでございます。

山田委員

消費者庁の関連で、もう少し聞きたいのですが、商品テストの関係は人員を常駐することは考えないというふうなことも言われていますけれども、これはどういうふうになるのかという点が1点。

それからもう1点は、実は、先ほど9月1日で満10年という状況になりましたけれども、本来、産業保護、育成を目的にする行政省庁、行政機関は、もちろん多かったです。しかし、消費者庁というのは消費者保護を目的とするもので、そういう行政機関が政府に置かれたというのが非常に大きな意味があったというふうなことで、これに携わった消費者団体の皆さんあるいは、日本弁護士連合会の皆さんがやはり移転についてはどうかという声をずっとあげてきたということがありました。それで、これらの団体の皆さんと県として、今まで向き合ったことはあるのか、今後も含めてどういうふうに向き合うのかという点についてもお伺いしたいと思っております。

犬伏消費生活創造室長

ただいま、山田委員から2点御質問を頂きました。

一つは、国民生活センターの商品テストについては人員は常駐しないと言っていたが、これはどういうことかということでございます。こちらにつきましては、必要に応じて、徳島に来てやっていくというような説明を受けているところでございます。従いまして、

商品テストに関しましては常に徳島にはいないということになるかと思えます。

また、消費者庁の設立にも関わったそれぞれの消費者団体とどのように向き合っているのかという御質問でございますが、例えば、昨年ですけれども、ACAP、これは消費者団体の一つの大きいところなのですが、こちらで知事が講演をさせていただきました。

また、NACSというアドバイザーさんがいるような団体もあるのですが、そちらでも連携し、講演の依頼を受け、取組の説明をさせていただいたところでございます。

さらに、全国の消費者団体の統括団体となる全国消費者団体連絡会とも常に情報交換をさせていただいておりまして、私どもの課長が、先方から是非取組を教えてくれと御依頼を受けまして、去年、取組の説明をさせていただいたところでございます。

それぞれ山田委員がおっしゃった内容では非常に反対も大きかったというお話を頂いておるのですが、それぞれの消費者団体さんとこの3年間にかけましてモデルプロジェクトを進めてまいりました。

その結果、非常に徳島県は頑張っているという評価を頂いているというのも事実でございますので、御紹介させていただきたいと思えます。

山田委員

引き続きその答弁を踏まえて、犬伏室長さん独特の表現もかなり出ていますので、また付託委員会のほうでもさせていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、人口ビジョンの問題、先ほど部長さんから説明がありました人口の現状分析。これは毎年ではなくて、来年の新たな総合戦略に向けたということでの分析だと思うのですけれども、全国47都道府県で人口ビジョンが作成されました。

2060年、特に、本県の対策を講じた場合と対策を講じなかった場合で1.56倍の開きがあると、2年前だったかな、中間年に当たる時に、私は一般質問でも取り上げましたけれども、この時点でも1.56倍の開きという状況にあって、全国的に見てもかなり高い目標数値を掲げていると。

私は高いことは悪いことではない、それにふさわしい取組をしたらという事を言ったのですけれども、そういうことを含めて、この人口ビジョンとの関係で今回のこの人口の現状分析というのをどういうふうに見られているのかという点についてが1点です。

それから、知事はその際、本会議の答弁で、本県の目標は県民の皆さん方の夢と希望を込めた根拠ある推計であると、努力すれば手が届くと、そういう水準だと、全国的に見ても、課題解決先進県徳島として、妥当な数値であるところのように認識しているという答弁をされました。残っております。

今もこういう認識でお変わりないのかという点についてもお伺いします。

田上地方創生推進課長

今回我々のほうから新たな戦略、新たな人口ビジョンの策定に向けまして、三つのシミュレーションをお示しさせていただいております。これに関しまして、現在、保有しております人口ビジョンの目標、それとの絡みでどう考えているのかということかと存じます。

現在の目標につきましては、当然、今、最後の最後までしっかりやろうということ、我々取組を進めているところでございまして、2点目の妥当性の御質問と少しかぶる部分

もあるかも知れませんが、今回お示ししたシミュレーションというものにつきましては、部長から御説明申し上げたとおり、合計特殊出生率、この目標値につきましては、当時5年前に我々が推計したのから大きく変わらないということで示させていただいているところでございます。

その他の点ということで申し上げますと、大きなポイントとしては、転入転出の超過の解消、これは我々としましては2020年に超過を解消するという目標に掲げておりましたが、これはこれまでの委員会でも御説明させていただいておりますように、全国的に見ましても、東京一極集中の是正、これを5年前には、国につきましては同じく東京への転入超過、これを解消するという目標に掲げておりましたが、この実現がなかなか厳しい状況になっている。これを受けるようなところもございまして、本県として今実現に向けてということに関しましては、厳しいと申し上げるしかないような状況があるというところでございます。

これを踏まえまして、大きくは2025年、2030年、2035年と、この三つのパターンで改めて転入転出の超過、転出の超過を解消した場合にどのようなシミュレーションが可能なのかということをお示ししたところでございますので、今後につきましては、現在のシミュレーション、人口ビジョン、これと今示しております人口ビジョン、またこれから国の方向性なども示されてこようかと考えておりますので、こういったものも含めて改めて人口ビジョン、それに沿った新しい戦略をどうしていくのかということをお示ししていきたいというふうに考えておるところでございます。

2点目、今現在、掲げております人口ビジョン、手が届く目標、妥当な水準ということに関しての考え方でございますけれども、先ほどこれも部長から御説明申し上げましたように、転入転出の均衡を図るということ達成することによりまして、最も厳しい条件、三つの中でということでございますが、最も厳しい条件、2035年の均衡ということを見ていただきましても、2060年には社会保障・人口問題研究所が言っております42万6,000人という推計に対しまして51万1,000人余りということですので、50万人を超える水準になる。当然、第一期の目標でも掲げておりますように転入転出均衡を図ったのちにつきましては、転入者の増加ということを引き続き図っていくということを前提にした目標をお示ししているところでございますので、こういった事をしっかりと取り組んでいくことによりまして、目標の達成ということを目指していく、我々としては、当然、目標で掲げた以上、手は届くというところでしっかり頑張っていきたいと考えているところでございます。

杉本委員長

午食のため休憩いたします。(11時43分)

杉本委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

質疑をどうぞ。

高井委員

私も消費者庁のを中心にお聞きしようと思っていたのですが、朝、山田委員から質

疑があった、この徳島木のおもちゃ美術館の件で何点か気になることがありまして、確認させていただきたいと思います。

スケジュール感等は、朝の質疑の中で令和3年度末オープンを目指すということで御答弁がありました。今回、基本構想をこれから策定していくということで、恐らくこのスケジュールでいくと、ある程度の方向性が来年度の2月議会あたりまでに出されていくのかなという気がしております。

改めていわゆる箱物を造っていく事業というのは、今の時代大変難しいのではないかと、いうふうに感じます。ちょうど観光のことも人口の予測のことも、今日の委員会の中で出ておりましたが、人口が減っていく社会の中で人を集めていく施設を造るというのは非常に難しいものでもあり、チャレンジングと言うか、かなり頑張らなければならないと思います。

かつ、この木のおもちゃ美術館ということであれば、対象者は恐らく小さいお子さん中心に向けてなのかなと思ってみたり、教育型というか体験型にしていくのかなとか、いろいろ想像を膨らませてはいたのですが、美術館的なものを一から建てるとなると、多分、予算規模もそこそこ大きなものになってくるのではないかなと推測をいたします。

そこで、今回の予算から基本構想を策定して整備をしていくための、ある程度方向性を作っていくのだらうと思いますが、どういう形で検討してスタートしていくのか、今からプロジェクトチームと言いますか、誰か専門家を呼んだり、いろいろな形で進めていくのか、どういう形で検討作業を開始していくのか教えていただきたいと思います。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、高井委員から今後こういった形で検討を進めていくのかということにつきまして御質問を頂きました。

徳島木のおもちゃ美術館、今回基本構想を提案させていただいておりますが、2月の全国木育サミット以来、機運が上昇してきまして、それで木育の拠点というものを作るべきではないかということで、庁内でレガシーとして残すためにこういった方向づけでやっていけばいいのかということ、を庁内20の課で集まりまして、庁内タスクフォースを設置いたしまして、方向性とか様々な点を検討してまいりました。

それで、徳島木のおもちゃ美術館として整備していこうということで、今回の提案に至ったところでございますが、事業規模、予算規模とかのお話も頂いているところですが、今の現時点では、事業規模について、まだ決定していないわけですが、今後、基本構想を策定する中で、庁内タスクフォースの御意見と、あと県内の各分野の方から参画していただきまして、専門タスクフォースの御意見も頂きながら、本県ならではの木のおもちゃ美術館として効果が十分発揮されるように、また県民の方々の利便性やコスト面などを踏まえて事業規模についてしっかりと決定してまいりたいと考えております。

高井委員

実は、三好のほうでも4月に木育キャラバンで、東京おもちゃ美術館と連携してございまして、大変な盛況で子供たちがたくさん来てくれまして、美馬のほうからや、いろいろな所、徳島市からも来ている方もいるぐらい非常にいいイベントでした。

なのでその価値はすごくあると思いますし、こういうイベントが恒常的にあったらなという声があったのも確かではあります。ただ、私たち視察で恐竜博物館に行ったんですが、あそこはすごかったですよね。すごかったのは、老若男女あらゆる世代が行けると。それで研究施設としてもいろいろな専門家の方も研究しながら、またいろいろ次の展開も考えておられて、相当なお金も掛けて、駐車場も整備したりとかされてまして、ある種、全国の中でも大きな成功をみている所だと思いましたが、なかなか、木のおもちゃ美術館というふうに木だけに特化するということになると、どこにそのわくわく感というか、リピーターに来てもらうような施設にできるのか。また、割と小さい低学年のお子さんはこの間も楽しく過ごしていましたが、ある程度幅広く集客するような事業になるかどうか、ちょっと懸念しているところがあります。

まだまだこれから検討するということですので、できればいろいろな方を呼び込めるような体験型だったり、教育的な観点からもいろいろ検討も進めていただいて、あと場所においても、当然、私や委員長の所は林業の最たる地域ではありますが、やはり遠かったら行きにくかったり、駐車場の確保であったりとか、マイカーで恐らく小さいお子さんを連れてくるようになると思うので、駐車場の確保であったり、いろいろなところで予算規模も大きくなっていくのではないかと。場所の選定とかも神経を使う部分があるのではないかと。というふうに思いますので、よくいろいろな方の意見を聞き、検討を進めて、また議会のほうにも検討結果を時期が来れば、報告もしていただければというふうに思います。本件については以上です。

いよいよ、消費者庁の件でございます。朝も質疑がありましたが、この間も新聞等でも消費者庁の新未来創造戦略本部ということで、令和2年度の予算額概算要求の中で5.8億円の予算を付けていただいております。ちょうどこの間のG20消費者政策国際会合、私も2日間、飛び飛びではありますが参加させていただいて、敬老の集いのところだけおられません、知事のプレゼンのところは聞けなかったのですが、そのあとの徳島商業高校の生徒たちのプレゼンもちょうど聞くことができまして、私は大変度肝を抜かれたというかすばらしかったと思います。ネイティブ並みの英語力もすばらしかったですが、何よりも堂々と原稿を持ちながらも皆さんにアピールする力。腹に落ちて、今まで一緒にやってきたことを皆さんに聞いてほしいというすごく強い意志も感じられたし、なにせ、すばらしいなというふうに感じました。そのG20消費者政策国際会合の成功は、本当に良かったと思うのですが、あれを聞いていて非常に難しい会議でしたし、更にデジタル化時代における消費者保護政策というのが、いかに難しいかということが、会議の中でよくよく分かりました。

各国ともに法制度やいろいろな体制が違う中で、それぞれ取り組まれていることを発表しましたが、常に交流を進めていかななくてはならないということも含め、違いを受け入れながらも、どこへ向けて議論を持ち上げて、底上げしていくのかというのは、非常に大変な作業になるなど。それでそれをこれから徳島が、一つ担っていく役割をしていくということもありますので、これは大変な覚悟も力量もいるのではないかなというふうに感じております。

その点で、まずこの概算要求に対する徳島県としてのいろいろな分析と言いますか、これから徳島がどういうふうにこの新未来創造戦略本部と連携しながらやっていくかという

ことにおいて、今の思うところを述べていただければと思います。

犬伏消費生活創造室長

ただいま、高井委員から新たに来年度出来る戦略本部についてどのように考えているのかという御質問を頂きました。

まず、概算要求ですけれども、去る8月30日に国から令和2年度の予算機構・定員要求が示されました。これまで、昨年度でしたら3.5億円規模の予算が付いていたところなのですが、今回は5.8億円の予算を要求されたところでございます。約2億3,000万円の増であります。この内容はといいますと、やはり大きいのは国際的な動向を踏まえた政策立案機能の強化、こちらで大体8,000万円。更に徳島県における実証プロジェクトの充実に1億6,000万円。更にこの間の消費者政策国際会合でもありましたが、デジタル化の関係でSociety5.0時代における消費生活課題への対応に関する調査に1,400万円が示されたところでもあります。

人員のほうも増強されておりました、機構要求事項としましては、今までオフィスのトップは参事官でございました。参事官と申しますのは課長級でございますが、この参事官に替えまして審議官を1名要求すると。

定員要求につきましても、徳島の恒常的拠点化につきまして、国際政策研究担当で4名。徳島の実証担当で3名。徳島の総合調整担当で2名ということで人数は9名の増加を要求しているところであります。

これから国のほうで査定が始まりますので、どれぐらい付くかというのが一番大事なところであると考えているのですが、ここは県としてもしっかり消費者庁を応援していかなければならないと考えているところであります。特に、今回新しくできます国際的な要素やデジタル化の問題というのは、これから先、消費者問題として大きなウェイトを占めてくるところだと思っております。

長期的なスパンで、しっかりと消費者行政に取り組んでいただくことができるよう、県としてもしっかり応援したいと考えているところでございます。

高井委員

正に新たな分野でもありますし、大変なことではありますが、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。そうした新たな分野をこういうふうに予算が付き始めて、本予算の決定の10月末に向けて、様々なところがあると思っておりますが、今、犬伏室長がおっしゃったようにしっかり消費者庁をバックアップしながら、徳島としても積極的にやってほしいと思うのですが、この間、ニュースの報道としては、消費者庁は徳島移転を断念したということがほとんど取り上げられました。

私たちは文化庁に視察に行きましたので、文化庁でよく話を聞くと、文化庁も国会対応等は全部東京に残すと。ある程度、象徴的、横断的なことが必要なのは東京に残すような感じですので、では消費者庁は移転を断念と言われるが、文化庁は全面移転だと言われる、この差は何だろうというふうにはずっと考え続けてきましたが、恐らく省庁の性格として文化庁は文化財保護であったり文化芸術分野であったり、そうした分野の人材育成や発信というのは、割と省として完結してできることでもあり、事業官庁として予算規模も1,000

億円を超えて大体ついております。

消費者庁というのは100億円、桁が一つ違うぐらいの予算ではありますが、消費者庁の中心的な機能というのは、消費者保護に対する分野であったり、事故等の保護、いろいろな消費者の側から見て事業者に対するいろいろな規制等もかかってくるので、なかなか中央でなければ、本社があるところであったり、他の省庁との横断機能があるところは確かに徳島県へ持ってくるのは難しいだろうと思います。

そうした事業規模の差で、消費者庁は移転ではないと。文化庁は全面移転だというふうに、それだけで区分されるのもいかなものかなという気が実はしてまして、文化庁、この間行った中では、人員も330人という当然人数も多い事業で、その内の8割方が来られるというようなお話でしたし、徳島もそういう意味でいけば人員も増えますし、いろいろな事業がこっちにも来るということですので、これは聞こえようによっては移転を断念というふうを書く新聞等もありましたけれど、しかし、恒常的拠点ができるということで半分はこちらへ来るんだということで、しっかり頑張っていっていただきたいと思います。

文化庁のことを聞いてもあれなのですが、文化庁との消費者庁との違いといいますか、県として徳島移転については、どういうふうを受け止めているのかという認識的なこともお聞きできればと思います。

犬伏消費生活創造室長

ただいま、高井委員から文化庁との違いについて御質問を受けました。文化庁につきましては、これは私自身も報道で知り得た情報ではございますが、令和3年度中に今の文化庁の組織の約7割が京都に移転してくるということになっております。

ただし、その中には国会対応でありますとか、各省の調整というのは含まれてないと聞いております。これはどういうことかと申しますと、やはり今回の省庁移転といいますのは、内閣中心と言いますか、行政府が主導となって始まったものでございます。国会対応につきましては、立法府のお話になりますので、内閣で決めたからと言っても、国会の了承が必要なのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、これは今年になって衆議院の消費者問題に関する特別委員会の委員の皆さんが徳島県庁と神山町を視察された際にですが、委員の方のお話によりまして、この頃はテレビ会議が十分よく聞こえるようになった。そうであれば、国会でも取り入れてはどうかと、おっしゃっていた内容がございます。

実際に、特別委員会の中でも、そのような発言をされる委員の方がおいでたことがございました。今後、来年度以降、5GをはじめとするICTの技術が進化してまいりましたら、国会のほうでも議論が進んでくるのではないかと考えているところでございます。

もう一つ、文化庁と比べて消費者庁の今回の移転について、こういった感想を持っているのかというお話があったと思うのですが、徳島県としましては、この度の新未来創造戦略本部は、まずは第一歩である。

新未来創造戦略本部の中にも、この取組を見て更なる拡大も検討するというように書いていたと記憶しておるところでございます。

大臣の記者会見の時にもあったのですが、まずは、今度出来る新未来創造戦略本部を支えていく。その中で全国の消費者行政の進化に向けて貢献していく。そうすることが次の

ステップにつながってくるのではないかと、このように考えている次第でございます。

高井委員

正にその認識のとおりだと思います。来年度始まるこの新未来創造戦略本部で、どれぐらいの成果が出せるかというのは見ていると思いますので、その後に向けて更にいろいろな業務が移転されていくという道のりもあろうかと思っておりますので、大変な作業でありますし、難しい課題ではありますが、しっかり一丸となって頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

元木委員

私から、とくしまマラソンの魅力アップ事業について確認をさせていただけたらと思います。今回車いすレースを新たに導入されるということで、障がい者福祉の充実につながる有効な取組ではないかという認識でございます。

基本的な質問で恐縮なのですが、障がい者福祉を担当するのは、御承知のとおり障がい福祉課等、保健福祉部のほうが所管となるのですが、今回とくしまマラソンとくっつけて、商工労働観光部のほうで担当をされたという経緯、狙い、目的等について伺いできればと思います。

横山にぎわいづくり課長

ただいま、車いすロードレースの開催について御質問を頂いたところでございます。

とくしまマラソンはこれまでも、障がい者の方に御参加いただいていたところでございますけれども、2020年に東京パラリンピックが開催されるということで、とくしまマラソンにおきましても、障がい者スポーツの普及促進の一翼を担いたいということで、今回車いすロードレースを開催することといたしました。

車いすロードレースにつきましては、マラソン大会当日に合わせまして、3月22日のマラソンスタートの10分前にスタートさせていただいて、県庁前から四国三郎橋北詰までの約8.5キロ、このレースを開催したいと考えております。

冒頭御説明いたしました定員は20人で、クラス分けについては、一般的にはいろいろな障がいに応じたクラス分けをしているところでございますけれども、今回のロードレースにつきましては、オープン競技ということで、フリークラスで開催させていただこうと思っております。

さらには、前日に開催いたしますファンランにおきましても、車いすの部というのを新たに創設しまして、本大会とイベントと合わせて障がい者スポーツの普及促進に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

元木委員

大分県では、国際車いすマラソンが、1981年国際障がい者年から実施されておまして、この狙いというのは、障がい者に対する差別を無くそうということで、障がい者の方々がたくさん働いておられる施設を運営されておられる方が、障がいを持った方にもっともっとスポーツをしていただいたらどうかというようなことで始められて、かなり進化をして

現在に至っているということだそうでございます。最初は車いすといっても、競技用というのではなくて生活用の車いすがマラソン大会に使われたというようなことから始まりまして、段々年を追って進化をしていきまして、競技用の車いすに変わってきたというようなことでございます。

昔は四輪のものだけだったのですけれども、今では三輪のタイプが主流であって、材質もアルミやチタン等で軽量化されて、軽いものでは6キログラム台、ホイールベースも長くなってきていると。前輪が20インチ程度、後輪も27インチ程度、タイヤは、自転車競技用の細いものを使用されていると、いろいろホームページ等に記載されています。

技術的な進化の結果、優勝記録も最初と47分40秒もの差があるということで、車いすの改良によるものが大きいということでございます。

何が言いたいかと言いますと、商工労働観光部が所管するということであれば、例えば、CFRPと本県ならではの商工分野の取り組んできた施策の進化、事業をリンクさせて競技スポーツの向上、障がい者スポーツの普及促進等につなげていってはどうかと考えておるところでございます。

商工分野が取り組むべき方向性と、福祉的な部分で言いますと障がい者の方が自由に道路を行き来できるように、社会基盤の整備を進めていくといった取組等が考えられると思いますけれども、将来的な展望ですね、こういった方向にこの事業を進化させていこうというお考えであるのか、将来的な部分について構想をお伺いできたらと思います。

横山にぎわいづくり課長

障がい者スポーツに取り組むということは、障がい者自身の体力の維持増進、更には障がい者同士、あるいは障がいの無い方との交流を深めるなど、障がい者の自立と、社会参加を促進するとともに、障がいの無い方と共生社会を実現するための有効な取組の一つと言われているところでございます。

障がい者スポーツの振興を図るため国ではスポーツ基本計画を策定しまして、スポーツをする機会・仲間の確保、スポーツを支える人の確保、障がい者スポーツの理解促進など、政策目標に掲げて施策を推進しておりまして、県においても東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、その後を見据えて、障がい者がスポーツに取り組むきっかけづくりとしてのパラアスリートによる講演会やスポーツ大会の開催、競技力向上のための県ゆかりのパラリンピアンへの支援などを実施しているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、とくしまマラソンにおいても、障がい者の方に参加いただいているところでございますけれども、今回新たな車いすロードレース、またファンランの部を開催することとしておりますが、この取組によりまして多くの企業やボランティアの皆さんに御支援いただきながら、県内外から多くのランナーをお迎えして開催しておりますとくしまマラソンが、障がいのある方も無い方も誰もが楽しんでいただけるというような大会となるように、この取組を継続してしっかりと進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

元木委員

イギリスのロンドンで開催されましたパラリンピックでも、こういった障がい者の方々

に配慮した様々な競技を工夫されて、国として障がい者を大切にしていける社会を目指していこうという、今のSDGsにも通じたようなメッセージを世界にも発信されたということとございまして、本県としても、こういった取組を進めることによりまして、障がい者の方々を決して一人として残さない、おいていかない社会を実現していく良いメッセージになるのではないかなというふうに期待をしておる次第でございます。

その中で、県には、障がい者交流プラザというのがございまして、その中にも障がい者スポーツ協会というものだったと思うのですが、将来的には障がい者スポーツを所管する団体が主体となって独立した大会として、発展していくべきではないかと考えておるところでございます。将来的な展望について構想がもしあれば教えていただけたらと思います。

横山にぎわいづくり課長

今回、8月26日にとくしまマラソン実行委員会が開催されたところとございまして、その場で会則を改正させていただきまして、徳島県の障がい者スポーツ協会会長に新たに委員に御就任いただいたところとございまして、とくしまマラソンとしてもこの障がい者スポーツの普及促進については、内容はそれぞれ実行委員会で検討することとなりますけれども、今後とも継続して実施していく必要があると考えているところとございまして。

障がい者スポーツ協会におきましても、とくしまマラソンとは別に様々な取組を実施しているというふうにお聞きしておりますので、今後とも実行委員会と連携を図りまして、一緒に障がい者スポーツの普及促進に取り組んでまいりたいと考えているところとございまして。

元木委員

障がい者スポーツ協会との連携、そしてまた、地元のほうでもツール・ド・にし阿波、自転車の競技が今盛んになっておりまして、自転車レース、こういったものとの連携によりまして、更なるにぎわいづくり、観光振興、地域の魅力アップにつながる取組にさせていただきますよう御期待申し上げる次第とございまして。

最後に、木のおもちゃ美術館に何点か質問がありましたので、私からも改めて質問なのですが、説明の中で徳島ならではのということで、御説明を頂いたところとございまして、県産材をフルに活用していただくというような話であったかと思いますが、徳島ならではの部分で、もう少し具体的に県がする意味、どう発信していくのか、どういった県の個性を発揮されようとしておられるのか、それについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

尾形新次元プロジェクト推進室長

ただいま、元木委員から木のおもちゃ美術館において本県ならではの、こういったことかということで御質問いただいております。

本県は森林県とございまして、古くから那賀町を中心に林業が盛んに栄えていったところとございまして。林業が栄えまして、船大工ですとか、昔からいろいろ木材を加工される方も大変多く、今まで伝統や文化が育まれてきたところとございまして。そのような方々が

多いという特徴を生かしまして、木に携わっていただく方が様々に参画できて、活躍していただけるような場づくりとしても行ってまいりまして、徳島ならではの、木のおもちゃ美術館ができたらと考えているところでございます。

元木委員

今、県内では子供の数が急速に減少もしております、おもちゃという言葉を書きますと基本的には子供さんを中心としたお客さんをターゲットとして、木で作った物の良さですとか、実際に体験していただいて、木に親しんでいただいて、将来、本県の林業振興等にも理解のある人材を育てていくといったようなイメージもございますけれども、本県は、本当に子供が減っておるような状況ですので、そういう中でこういった個性を美術館が発揮されるのかなということについて関心を持っておるところでございます。

是非、本県ならではのということで、今一つ踏み込んだ形で、検討を深めていただきまして、県民の方が納得していただけるような形で、事業を推進していただけますように、要望して終わります。

杉本委員長

他に御質問ございますか。

(「なし」と言う者あり)

それでは以上で質疑を終わります。

これをもって、地方創生対策特別委員会を閉会いたします。(13時34分)